

出資法の上限金利が利息制限法の制限金利の水準まで引き下げられます！

2006年12月の法改正で、サラ金など消費者金融の貸付金利は表のとおり統一されます。新しい法律は2009年12月を目処に実施され、これまでのグレーゾーン金利はなくなります。これに違反すると刑罰や行政処分の対象となります。

〔改正前〕			〔改正後〕		
年29.2% 年2.0% 年1.8% 年1.5%	BLACK	出資法の上限金利を超え罰則あり	出資法の上限金利を超え罰則の対象		
	GRAY	強制法違反で民事的に無効だが、罰則なし(グレーゾーン)但し、みなし弁済の特例あり			
	WHITE	利息請求として有効			
元本	10万円未満	10～100万円	100万円以上	10万円未満	10～100万円
					100万円以上

過剰な融資が制限されます！

多重債務者を生み出すひとつに高利で過剰な融資が問題とされてきました。新しい法律では、1社あたり50万円、複数社でも100万円を超える場合は年収等の証明書の提出が義務付けられ

ます。総借入残高も年収の3分の1を超えないよう規制されます。また、個人の融資情報を取扱うあらたな信用情報機関も整備されることになりました。

お悩みと解決策の実例

借金の問題や悩みはひとそれぞれです。でも、必ず解決策があるのです。

生活費と子供の教育ローンで消費者金融を利用して借金がかさみました。支払いが追いつかず、主人にもいえずに悩んでいます。(35歳主婦)

過払い発生。借金は3分の1に。任意整理で3年の分割で解決。

妻が病気が原因で買物依存になり半年間でカード会社・サラ金から2200万円借財してしまった。自分名義のカードも使っている。病気の妻にこれ以上の精神的な負担をかけさせたくない。どうしたらいいのでしょうか。(45歳男性)

妻は自己破産を申請、主人は個人再生手続きを開始。組合の協力で解決間近。

車の事故補償がきっかけでしたが、親の医療費等も重なりサラ金数社から借金。その後、通信教材など3社から押し売りされ借金が700万円に膨らんだ。返済に困って街金から数万借りたが、電話で執拗な督促がきている。(36歳男性)

サラ金は過払いで借金半分に減少。通信販売は特商法を活用して支払停止。最終残高250万円を労金融資で解決。

サイドビジネスに手を出し失敗。穴埋めに消費者金融から2000万円借りた。返済が追いつかず同僚18人から2000万円借りている。会社に相談したら退職金で処理しなさいと言われたが、退職金では追いつかない。途方にくれています。(40歳男性)

自己破産で退職せず解決。

Check!

以下の事例で、一つでもあれば、いますぐ労働組合・ろうきんに相談して下さい！

- ☐ サラ金(消費者金融)を利用している
- ☐ クレジットカードのキャッシングを繰り返している
- ☐ 保証人になってサラ金等から支払いの請求がある
- ☐ 「090金融」や「自宅にきたチラシ」で借金をしている
- ☐ 1週間または10日に一度の支払いのある借金がある
- ☐ 月々の返済が月収の半分以上を超える借金がある
- ☐ 身に覚えのない請求がきて困っている
- ☐ 家族(または自分)に借金返済の督促状がきている
- ☐ 電話や集会場などで強引に商品を勧誘されて困っている
- ☐ 友人・知人にお金を貸している

どんな悩みでもお聞かせください。そして、悩みの数だけ解決策があることに気づいて下さい。そのためには、まずご連絡を。全国の労働組合・ろうきんがご相談をお待ちしています。

全国ろうきん『相談ネットワーク』

	お問い合わせ先	TEL		お問い合わせ先	TEL
北海道労働金庫	お客様相談室(札幌)	011-208-5711	東海労働金庫	多重債務相談デスク	0120-690113
東北労働金庫	営業統括部	022-723-1118	近畿労働金庫	多重債務相談デスク	06-6942-1305
中央労働金庫	営業統括部 生涯取引(多重債務)	03-3293-2051	中国労働金庫	ろうきんコールセンター	0120-86-3760
新潟県労働金庫	多重債務相談ダイヤル	025-225-2000	四国労働金庫	多重債務相談デスク	0120-17-4690
長野県労働金庫	多重債務相談デスク	026-237-4141	九州労働金庫	多重債務相談デスク	0120-213182
静岡県労働金庫	お客様サービスセンター	0120-609-123	沖縄県労働金庫	営業推進部	098-861-0194
北陸労働金庫	営業推進部	076-231-2166	全国労働金庫協会	多重債務相談デスク	03-3295-6740

——— お客様のご相談につきましては、個人情報保護法に基づきご対応しますので安心してご相談下さい。 ———

2007年10月作成

ろうきん

借金解決は、必ずできます。

まずは“組合・ろうきん”に相談しましょう！

お金の問題、気づきキャンペーン

ろうきんでは、組合員 家族の生活を守るために、サラ金・CC[®]など消費者金融からの借金で苦しんでいる方・悩んでいる方に、労働組合とともに借金解決のお手伝いをします。
あなたの職場にサラ金など消費者金融から高い金利でお金を借りている人はいませんか？あなたの職場に借金が膨らんでひとりで悩み苦しんでいる仲間はいませんか？
 お金の問題は必ず解決できます！まずは労働組合、ろうきんの窓口にご相談して下さい。

* CC～クレジットのキャッシングローン

あなたは利息を払いすぎていませんか？

年15%～20%を超える金利は違法です。例え約束していても払う必要はありません！

知っていますか！ 払い過ぎ利息は返還請求できます！

サラ金など消費者金融には、利息制限法で定める金利と（年利15～20%）と出資法で定める金利（年利29.2%）のふたつの金利基準があります。これまで業者は利用者に対して利息制限法より高い金利（グレーゾーン金利）を適用してきました。ところが最近の最高裁ではこれを無効とする判決を示したことから、「払いすぎた利息は返せ！」と返還請求が全国に広がってきています。あなたの職場でサラ金など消費者金融から借りている方がいませんか。いれば、とにかく労働組合・労金にご相談することをお勧めします。

金利を払いすぎている？

例：50万円を借りて毎月2万円を2年9ヶ月間払い続けた場合、右図のように年利29.2%では109,978円の残高が残りますが、年利18%では28,733円の過払いとなり、合計で138,711円も多くの利息を払いすぎたことになります。払いすぎた利息は返してもらいましょう。

*過払い金には、発生日から9%（民法404条）の利息を請求することが可能です。

年利29.2%

年利18%

残高
109,978円

138,711円
（払いすぎた利息）

残高
28,733円
（過払い金）

出資法と利息制限法の金利の違い

29.2%

違法金利

グレーゾーン
この部分の利息を多く払っている

20%

18%

元本10万円未満

元本10～100万円未満

元本100万円以上

出資法

利息制限法

グレーゾーン金利って何？

グレーゾーン金利とは、罰則のある出資法の上限金利（29.2%）と罰則のない利息制限法の制限金利（15%～20%）との間の金利ゾーンのことで、サラ金などの消費者金融は『借り手の合意』を理由にこの金利ゾーンで貸付を行っています。民事法に違反しても刑事罰がなく、ふたつの法律の間でクロでもなくシロでもないことからこのように呼ばれています。

多重債務という借金地獄！

多重債務におちいると、寝てもさめても毎月の返済と貸金業者の名前でアタマはいっぱい。とても仕事どころではありません。でも、周囲の協力と本人の前向きな決意があれば借金は必ず解決することができます。

借金を返すための借金

借金を返すために借金をする…。多重債務におちいる最も多いのがこのパターン。最近では、けが・病気など突発的な出費がきっかけであったり、離転職などから収入が少なくなって生活費のために借入し、返済のために借入を繰り返すというケースが増えています。



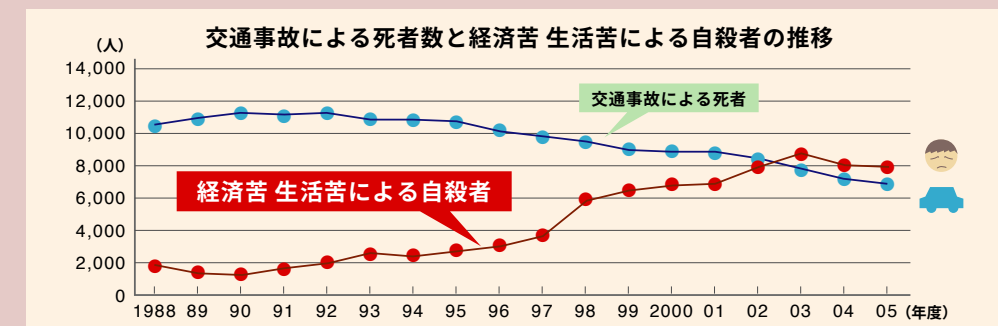
人の弱みをねらうヤミ金

多重債務者の弱みにつけこむのがヤミ金融です。手口はますます巧妙で登録業の看板を掲げたヤミ金融もできています。消費者センターやNPO、弁護士の名を語って「借金一本化」「低利な貸し付け」など甘い文句で宣伝する例。信用調査に見せかけて商品を買わせ、姿をくらます例も。万ーヤミ金融から借りても恐れることもお金を払う必要ありません。元々が犯罪集団、断固として立ち向かう姿勢が必要です。

深刻な多重債務被害、これ以上放置はできない！

いま、多重債務者は267万人と言われ、過去5年間に自己破産した人は100万人を超えます。私たちの周りには相談するところも分からず、誰にも言えず悩み苦しんでいる仲間がたくさんいます。経済問題で自殺に追い込まれた人は

年間8,000人、交通事故による死者数を上回る人数です。多重債務問題は窃盗・蒸発・児童虐待・いじめ・家庭崩壊などの原因とも指摘されており、これ以上放置できない大きな社会問題なのです。



どんな解決方法があるの？

相談者の多くは、『労金のおまとめローンで何とかしてほしい』といいます。

確かにまとめれば月々の返済は少なくはなりますが、融資は問題解決のひとつの方法にすぎません。借金の解決は、債務の内容、債務条件を緩和した際の返済能力、債権者との関係など、さまざまな角度から相談しながら、最もふさわしい解決方法をアドバイスしていきます。

多重債務の解決には4つの方法があります。今後の生活を考え、けっして無理な方法に頼らず、生活の改善・再生を目的に整理していきます。

条件次第で返済できる	●債権者は10社以内。返済も多額でなく返済計画に合意が得られそう	任意整理 調停
	●債権者は10社以上。返済計画に反対する債権者がいない	個人再生
支払いができない	●借金総額が月々の手取り収入の20倍以上 ●3年くらいで返済するのは無理 ●財産を処分しても、返済方法を緩和してもらったとしても返済できない	自己破産

*個別の状況によって異なります。

1. 任意整理

裁判所などを利用せず、貸金業者などと話し合い、利息制限法に引きなおして借金の減額交渉をして和解します。ほとんどの場合、ろうきんと提携する司法書士・弁護士など信頼のできる法律の専門家に依頼します。任意整理には決められたルールはありませんので、元金・利息・損害金のカットも可能です。3年程度で返済できるのが目安となります。

2. 特定調停

簡易裁判所に債務者本人が調停申しします。調停委員が借り手と貸し手の間に入り和解交渉に入ります。目安は、利息制限法で引きなおした債務の額を3年分割で返済できるかです。全債権者をまとめて処理する必要はありません。また自己破産と異なり借金の原因を問わず利用が可能です。

3. 個人再生手続き

負債総額が5,000万円以下で定期的な収入が見込める場合、借金の一部を3年で返済する再生計画案の認可を裁判所から受け、計画どおりに返済されれば残りの借金は免除されます。自己破産と違い、持ち家を維持しながら借金を整理することが可能です。

4. 自己破産

多額の借金などで経済的に破綻して、自ら裁判所に破産を申し立てる最後の手段。必要最低限の生活用品を除いてすべての財産は強制的に債権者に平等に分配されます。裁判所の免責の決定をうけて初めて借金から解放され、あらたなスタートが可能となります。ただし、免責は無条件ではありません。